



中小企業の働き方改革取組好事例集

北海道働き方改革推進支援センターを活用してみませんか？

相談
無料

中小企業・
小規模事業者
向け

働き方改革関連法がスタートし、中小企業の皆様にも、令和2年4月1日から「時間外労働の上限規制」（労働基準法）、令和3年4月1日から「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（均等・均衡待遇）」（パート・有期雇用労働法）への対応が義務となります。

センターを活用し、早めに取り組みました中小企業の皆様の好事例をご紹介しますので、是非センターにご相談ください！！

◇残業時間削減のための営業時間の見直しの取組【小売業／10人未満】

【課題】

・顧客ニーズの多様化のため営業時間が長くなり、時間外にも対応する必要があったため、残業が常態化していた。

【センターの支援内容】

・センターの専門家が訪問し、労働時間の削減について具体的に検討を行った。

【結果】

・営業時間を短縮できるよう、顧客の理解を得る取組を行なった。また、労働時間の適正化を図り、残業が発生しないよう事業場全体で取り組んだ。その結果、残業が減少し、休暇も取得しやすくなった。

◇人材確保に向けた残業時間削減の取組【小売業／10人未満】

【課題】

・労働時間管理が十分にできておらず、その結果として、残業時間が長くなる傾向にあった。新たな社員を採用したいが、希望者が集まるか不安があった。

【センターの支援内容】

・センターの専門家がヒアリングを行い、残業時間の傾向を確認した。確認の結果、変形労働時間制を導入（就業規則への記載又は労使協定が必要）することにより適正な労働時間管理、残業時間の削減につながると考えられたため、1か月単位の変形労働時間制の導入をアドバイスした。
・令和2年度から始まる時間外労働上限規制にも対応できる社内体制づくりを勧めた。

【結果】

・変形労働時間制の採用により、平均出勤日数が月1日減り、1人あたり残業時間も月10時間削減した。
・これまで意識せずに漠然と発生していた残業を見直し、労働時間管理について、より適正な労働環境を整備することで、課題の克服につながった。

北海道働き方改革推進支援センターにご相談ください！！詳しくは裏面へ

◇人材確保に向けた賃金体系の見直しの取組【サービス業／10人未満】

【課題】

・人手不足のため新規採用を行いたいが、人材が少なく採用に至らなかった。また、採用しても定着しない問題があったが、何を改善すべきか分からなかった。

【センターの支援内容】

・センターの専門家が就業規則や賃金規程を確認したところ、手当の額は昔作成した金額のままであり、業界水準に照らすと低いものであった。このため、金額の改定をアドバイスした。
・また、採用時の年齢で基本給が決まる「年齢給」を採用していたが、未経験者や中途採用で年齢の高い者を採用した場合、新卒採用で数年勤務している者と基本給が逆転する状況が起こりえた。このため、「経験給」の要素が強い賃金体系についてアドバイスした。

【結果】

・新規採用や定着に向け、必要な見直しを行い、賃金規程の改定を行った。

◇年休取得率向上に向けた取組【建設業／50人以下】

【課題】

・業界の特徴として年休が取得しにくい環境だった。特に、工事部門や現場責任者は交代要員の確保等が困難であり、取得率は低かった。

【支援内容】

・センターの専門家が、最低年5日の年休取得に向けて、取得状況を「見える化」して労使ともに年休の取得状況を確認できるようにすることをアドバイスした。

【結果】

・年休の取得状況を把握し、積極的に取得を促すことにより、取得率が向上した。
・工事部門では閑散期に年休を取得できるよう計画的な取得を促すとともに、全社的な取得率向上の取組を行うこととなった。

【北海道働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電 話: **0800-919-1073**(通話無料)

メール: hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

住 所: 札幌市中央区北1条西3丁目
リープロビル3階

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

▶ 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。▶ 専門家が直接企業に訪問することも無料です。